

【風水害対策編】

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、白馬村防災会議が作成する計画であり、近年の大規模災害の教訓や社会構造の変化を踏まえ、村、関係機関、村民等がその全機能を発揮し、連携して村の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって村民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の概要

第1 計画の内容

この計画は、過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、想定される最大規模の災害を基準として、次の事項について定める。

1 総則

計画の目的及び基本理念並びに村及び防災関係機関の責務と、災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

災害復旧の実施について基本的な計画を定める。

第2 他の計画との関係

この計画は、防災業務計画及び長野県地域防災計画に抵触するものであってはならず、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

第3 計画の修正

この防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、長野県地域防災計画、本村の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正するものとする。

第4 マニュアル等の策定

この計画に基づく諸活動を円滑に実施するためのマニュアル等については、各課、各防災関係機関等において、あらかじめ定めておくものとする。

第3節 防災の基本理念及び施策の大綱

本村は急峻な地形とぜい弱な地質のため、急勾配の河川と地すべり地帯を有する。また、近年の都市化の進展に伴い、市街地の密集化、地形・地質条件の劣る地域の市街化、河川流域の保水機能の低下などの事態が生じてきている。

以上のような自然条件、社会条件を踏まえ、様々な災害発生要因に対応し、防災体制の整備に努める。

第1 行政の責務と村民の心がまえ

村、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と村民の防災意識の高揚を図る。

村民は、「自分の命は自分で守る」という防災の基本認識にたつて、地域、職場、家庭における各種災害を念頭において、近隣と協力しその実態に応じた防災対策を、自ら講ずる。

第2 防災施策の大綱

1 各種災害危険区域の把握のための調査

村域の災害の危険性を把握するため防災アセスメントを実施し、その調査結果を踏まえて、より実践的な防災計画を樹立し、災害に強い安全な村づくりを推進する。

2 災害予防対策

(1) 災害予防段階における基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予防段階における施策の概要

ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等災害に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 村民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企业防災の促進、災害教訓の伝承により村民の防災活動の環境を整備する。

エ 防災に関する研究等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進を図る。成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

3 災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念

ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要

ア 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行

- う。
- カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ク 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- サ ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- シ 関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

4 災害復旧・復興対策

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念

- ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- エ 再度災害の防止とより快適な環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

第4節 村及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北アルプス広域消防本部

北アルプス広域消防本部は、火災及び地震等その他の災害による人命危険を排除するため、発災地市町村と協力し防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自らの防災業務を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に協力し、村の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 村民、自主防災組織等

村民は、「自分の命は自分で守る」という自助の考え方にに基づき、防災活動を行うとともに、本村が実施する防災活動等に積極的に寄与するように努める。

自主防災組織等は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共助の考え方にに基づき、防災活動を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 白馬村防災会議に関する事。
- (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事。
- (4) 災害に関する予警報等の伝達に関する事。
- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に関する事。
- (7) 消防、水防その他応急措置に関する事。
- (8) 被災者の救助及び救護措置に関する事。

- (9) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (10) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (11) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。
- (12) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (13) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (14) 公共的団体、自主防災組織等の育成、指導に関すること。
- (15) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 北アルプス広域消防本部

- (1) 災害応急対策に関すること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害に関すること。
- (3) 救助、救急に関すること。
- (4) 火災に関する罹災証明書の交付に関すること。
- (5) 住民の自主救護能力の向上に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊、消防相互応援協定、航空応援協定に関すること。

3 大町警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体（行方不明者）の搜索及び検視に関すること。

4 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救護活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定地方行政機関

(1) 関東財務局長野財務事務所

- ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関する事。
- イ 災害時における金融機関の緊急融資措置の指示に関する事。

(2) 関東農政局長野県拠点

ア 災害予防対策

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。

(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。

イ 応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。

(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。

(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。

(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。

ウ 復旧対策

(ア) 災害発生後は出来る限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。

(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

(3) 中部森林管理局（中信森林管理署白馬森林事務所、白馬治山事務所）

ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備・管理の適正化に関する事。

イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。

ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。

(4) 長野地方気象台

ア 各種警報等の発表及び伝達に関する事。

イ 防災知識の普及に関する事。

ウ 災害防止のための統計調査に関する事。

(5) 信越総合通信局

ア 災害時における通信・放送の確保に関する事。

イ 非常通信に関する事。

ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。

- エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。
- (6) 北陸信越運輸局長野運輸支局
災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
- (7) 長野労働局大町労働基準監督署
ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
- (8) 北陸地方整備局松本砂防事務所姫川出張所
管轄する河川について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。
ア 災害予防
（ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進
（イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
（ウ）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
イ 応急・復旧
（ア）応急活動のための体制の整備及び所管事務の実施
（イ）防災関係機関との連携による応急対策の実施
（ウ）障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
（エ）所管施設の緊急点検の実施
（オ）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的応急対策の実施

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株) (白馬・神城郵便局)
ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること。
イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (2) 東日本旅客鉄道(株)白馬駅
ア 鉄道施設の防災に関すること。
イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
- (3) 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、KDD I (株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株))
ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
- (4) 日本赤十字社長野県支部

第1章 総則

第4節 村及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- ア 医療、助産等の救助・救護に関すること。
 - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集・配分に関すること。
- (5) 日本放送協会長野放送局
災害情報等の広報に関すること。
- (6) 物流事業者（日本通運㈱、福山通運㈱、佐川急便㈱、ヤマト運輸㈱、西濃運輸㈱、公益社団法人全日本トラック協会）
災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (7) 中部電力㈱大町サービスステーション
- ア 電力施設の保全・保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
- (8) 出光興産㈱、太陽石油㈱、東燃ゼネラル石油㈱、昭和シェル石油㈱、コスモ石油㈱、富士石油㈱、JXエネルギー㈱
災害時における石油等の流通、販売に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 白馬村土地改良区
ため池及び水門等土地改良施設の防災に関すること。
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療団体
災害時における医療、助産、収容等の協力に関すること。
- (3) アルピコ交通㈱
災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
- (4) 公益社団法人長野県トラック協会
災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (5) 信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱
気象予警報、災害情報等災害広報に関すること。
- (6) 一般社団法人長野県LPGガス協会
液化石油ガスの安全に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 大北農業協同組合、大北森林組合、白馬商工会等の経済団体
- ア 白馬村災害対策本部が行う産業経済関係の被害調査及び応急対策活動への協力に関すること。
 - イ 農林水産物等の災害応急対策の指導に関すること。
 - ウ 被災商工業者、農林漁業者に対する融資のあっせん及び資器材の確保・あっせん

に關すること。

- (2) 行政区等の地域住民組織、社会事業団体、文化・教育団体
救助、救護、炊出し及び義援金品の募集・配分に関すること。
- (3) 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
災害ボランティアに関すること。
- (4) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
それぞれの分掌業務についての防災対策に関すること。

第5節 防災面から見た白馬村の概要

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、村のもつ自然的・社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は次のとおりである。

第1 自然的条件

1 位置・地勢

本村は長野県の北西部に位置し、周囲65.5km、南北16.8km、東西15.7kmの盆地であり、南は佐野坂峠の分水嶺で大町市と、西は北アルプス白馬連峰で富山県に境を接し、北は小谷村、東は長野市、小川村に隣接している。

村地域の中央部を南北に糸魚川―静岡構造線が走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成されている。

村の南部から北部へ曲折しながら流れる姫川は、盆地白馬村の南端佐野坂に源を發し、東西山地より流れる支流谷地川、犬川、平川、松川、楠川などと合流し、日本海へ及んでいる。

2 地質

大別して糸魚川―静岡構造線の西側は古期岩類が多く、東側は新期岩類が広く分布している。西側は地形が急峻で土砂の生産が著しく扇状地が發達しているとともに、風化に弱い蛇紋岩が相当広く分布している。また構造線の東側は新第三紀層が広く分布しているため地すべり地帯となっている。

3 気候・気象

本村は、日本の屋根といわれる北アルプスを背にして、標高700mの高地に位置するため、冬は積雪が多く、寒さも厳しい。冬の寒さは厳しいが、近年暖冬が続き以前に比べ降雪量は減少している。

一方夏は盆地状をなしているにもかかわらず比較的涼しい気候である。地形から、日中の気温は都会と変わらないものの、湿度が低く、夜間は涼しく過ごしやすい環境となっている。年間降水量は1,500～2,100mm程度で、これは背後にある北アルプスのため気象の変化がおきやすいことと、冬の降雪が多いためといわれている。

平均気温は10℃前後であるが、冬の1～2月には-15℃前後になる日もあり冬の寒さは厳しい。夏は30℃以上になることもあり、寒暖の差が激しく、年間を通じて晴天は少なく、日照時間も少なくなっている。

四季をみると、冬期間が長く、春夏が短いのが特徴である。

4 自然的条件にみる災害の要因

白馬村の場合、雨による災害が通年首位を占めるが、冷害、凍霜害等がもたらす農業

災害もまた大きい。本村のおかれた自然的環境は概して厳しく、人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因がつねに内在しているが、それらのうち特に災害と関連して考えられる要因には次のものがある。

(1) 流出土砂の生産源

全般的に地形が複雑急峻であり、風化、浸食に弱い地域が広範囲を占めていて土砂の生産源となっており、そのため流出土砂が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 広域な高冷地帯

全域の標高が高く内陸であるため、農作物等の生育可能期間が短く、凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

(3) 地形による災害の局地性

梅雨末期の大雨、及び台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は災害を局地的に発生させる。

また地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気層が局部的に不安定となり、地域的に激しいひょうや大雨等を発生させる素因となっている。

(4) 地震の可能性

村内には、糸魚川－静岡構造線活断層系の北部を構成する神城断層が存在し、平成26年11月22日の長野県神城断層地震が発生した。今後も地震の発生が予想される。

(5) 急勾配の河川

幹川は100分の1前後の勾配であるが、支川は30分の1以上の急流が随所にあるきわめて急な勾配になっているため、水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また河川の水量が多く、しかも急勾配で走っているため、災害の直接の要因となっている。

(6) 水源地帯の荒廃

水源域である林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流失と相まって、水害の要因となっている。

(7) 広範囲の地すべり地帯

地質の特殊性から、姫川流域に集中的に分布している広範な地すべり地帯は全国でも屈指のものであるが、降雨、融雪に対し非常に弱く、これら流域の荒廃性と相まって地すべり発生常習地帯となっている。

(8) 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(9) 豪雪

村内全域において、豪雪、吹雪、雪崩等により、交通、通信、産業、社会活動、日常生活等に甚大な被害をこうむるほか、春先には融雪出水による被害が発生する。

第2 社会的条件

1 人口

国勢調査の始まった大正9年の人口は、5,895人であったが、その後増加の一途をたどり昭和22年には7,553人となった。これは都会からの疎開者の影響が考えられる。その後若年層の都市流失等にもとない減少傾向が続いたが、昭和47年頃から観光産業の発展などによる社会動態や出生率の向上、都市部からの流入人口により漸増を示し平成7年国勢調査人口は8,906人となっている。転入、Uターンが相次ぎ、平成17年まで増加傾向が続いた。

しかし、近年の少子高齢化や世界的な経済不況から出生数の低下や首都圏への人口流出に歯止めがかからず、平成17年を境に減少に転じ、平成27年国勢調査人口は8,937人となっている。

2 産業

(1) 農業

耕地は平坦地の大部分を占めているが、産業別就業者の状況は、昭和40年以降漸減の傾向を示し、農業の就業者の総数に占める割合は17%程度で兼業農家の増加が目立っている。

農業の中心は水稻で、過去に大規模な圃場整備事業が進められ、農業生産性の向上が積極的に図られている。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足が進行する中、耕作放棄地及び鳥獣による被害の増加が深刻な問題となっている。

(2) 商観光業

商観光業は観光産業の伸びに伴い、いわゆる第3次産業は昭和40年と昭和60年と比較して就業人口は増加し、平成7年以降は3,800～3,900名程度で推移している。

しかし近年村外からの資本流入も多く既存商観光業者とのバランスのとれた発展が望まれているが、スキー客の激減と大型店への消費の偏りなどにより、商店数・販売額とも大幅に減少している。また、建設・建築業の受注高の激減が続いている状況である。

3 交通

地形的にも自然環境のうえでも多くの制約を受けるため、主要交通網は交通量に比較して貧弱であるが、徐々に整備が進められつつある。

〈道路〉 村内を縦貫する国道148号を中心にして、これに接続する形で、県道、村道が伸びているが、積雪寒冷地のため、特に冬期の路線確保が最大の難問となっている

る。

〈鉄道〉 村の中央部を南北にJR大糸線が貫通している。鉄道においても積雪対策は大きなウエイトを占めているが、日本海に連絡する重要な交通機関として輸送力の強化にも意欲的に取り組まなければならない。

これらの動脈の基点となる駅舎も総合的、機能的に整備される必要に迫られている。

4 社会的条件にみる災害の要因

(1) 観光施設の集中

観光の進展に伴う建物の過密化、高層化、さらに世帯の細分化現象も相まって、必ずしも適正とは思われない地帯への観光施設の進出等は、いったん災害が発生した際はその大規模化の要因を内包しているほか、安全地帯、避難場所の縮小を余儀なくさせ、被害拡大の要因となる。

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、宿泊施設等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

また、スキー場は山間地に存するため、災害時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。

(2) 危険地帯への常住

居住の分布が、川沿いの低地、地すべり常習地帯に及んでいるため、それらの地帯は被災しやすい状態におかれている。

(3) 悪条件下の農耕

農業技術が進歩しているとはいえ、農作物等はなお冷害、凍霜害等の危険にさらされている。また一部山沿いの耕地は、ぜい弱な地質等の条件と相まって、地すべりに起因する被害を受けやすい。

(4) 危険物等の増加

経済活動の進展に伴い、危険物施設、高電圧線等の増加、大規模化がみられるほか、放射線施設等の利用増加により第二次被害の危険度が高まっており、これらは災害拡大の要因になる。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。村は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(1) 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下

等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。

(2) 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等の要配慮者の増加がみられる。

これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

(5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第6節 過去に発生した風水害の特性

主要な風水害は、大半が台風によるものであるが、近年は集中豪雨による中小河川の氾濫による水害が増加している。要因別の特性は、次のとおり。

記録については、資料37「白馬村の災害の記録」参照。

1 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接要因となる。

特に、近年、梅雨末期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。

2 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の4つのコースに分けられる。

(1) 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に本村一帯は風・雨ともに強く、台風通過後も吹き返しの風による災害をもたらす。

(2) 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(3) 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

(4) 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨の降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。